

「A I 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（案）」に対する意見公募手続において
寄せられた御意見について

令和8年4月9日
経済産業省商務情報政策局情報経済課
同局情報産業課A I 産業戦略室

「A I 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（案）」について、令和8年2月18日から令和8年3月19日まで、御意見を募集したところ、以下のとおり御意見をいただきました。御意見をお寄せいただいた皆様には、厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- （1）募集期間：令和8年2月18日（水）から令和8年3月19日（木）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （3）意見提出方法：「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 御意見の総数

40 者の法人・個人等

3. 御意見の概要及び御意見等に対する考え方

「（別紙）「A I 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（案）」に対する意見募集に寄せられた御意見について」のとおり。

(別紙)「AI活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(案)」に対する意見募集に寄せられた御意見について

※ ページ・脚注番号等は、パブリックコメントの実施にあたって公表した「AI活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(案)」に基づいて記載しております。
また、下記の寄せられた御意見を踏まえた修正の他、誤記や表現の修正等を行っております。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	AI活用における民事責任の解釈適用について、アカデミックな議論が追いついていない中、一つの到達点を示したといえるが、手引き自体が難解なため、補遺となる解説書の作成や、AI活用における民事責任の解釈に特化した判例解説案の作成を求める。	本書の主旨にご賛同いただきありがとうございます。読者にとって本書の理解が可能な限り容易となるよう、概要資料を公表する予定です。また、意見聴取については今後の更新・改訂にあたり参考にさせていただきます。
2	全体	事業場における安全衛生は人命にかかわる重要な分野であるため、安全配慮義務違反に関する想定事例の追加を求める。	ご意見ありがとうございます。今後の更新・改訂にあたり参考にさせていただきます。
3	全体	過度な規制はAI技術の発展と社会実装を萎縮させるため、既存の法体系とソフトローによる対応方針を強く支持する。	本書の主旨にご賛同いただきありがとうございます。
4	全体	本書は、AI活用に伴う民事責任の基本的枠組みを整理するものとして有用である。もともと、単発出力モデルを前提とした整理にとどまらず、AI利用が、同一利用主体との継続対話、履歴依存型応答、ナレッジ蓄積型運用等へと拡張しており、損害が単発の誤出力ではなく、運用過程における説明不整合や品質変動の累積として発生し得る実態を踏まえ、責任判断の中心を、各主体が当該リスクをどの程度予見可能であり、かつ管理可能であったかという点に求めるべきである。以上を前提に、下記観点を判断要素として明示すべきである。 1.提供者(サービス提供主体)の責任: 継続対話型・累積型AIの提供者は、運用中の挙動変動を予見可能な場合、監視・是正措置を講じる注意義務を負う。 2.開発者の責任: モデル設計段階で、継続利用時の挙動の不安定性や履歴依存による不整合が技術的に予見可能な場合、リスクを提供者に開示する注意義務が問題となり得る。 3.利用者の責任: AI出力の性質上、通常想定される不確実性を超えて、合理的の注意を欠いて利用した場合、過失相殺等の対象となる。 4.予見可能性の評価軸: 予見可能性の判断に当たっては、継続利用時の挙動安定性、品質変動の発生頻度、説明不整合の検知可能性といった運用過程に関する要素を考慮対象とすべきである。 5.相当な管理措置の具体化: 継続利用型AIについて、事業者に求められる管理措置として、長期運用時の品質モニタリング、説明不整合の検知プロセス及び是正プロセス、対話ログに基づく事後検証体制、高リスク用途における人で確認プロセス等を判断要素として整理すべきである。 6.不法行為責任と契約責任: 継続利用の過程で説明不整合や品質変動が生じた場合には、単発の誤出力とは異なる形で、注意義務違反の有無や契約上の義務不履行の成否が問題となり得ることについて、継続利用型AIにおける責任評価の視点として明示的に整理すべきである。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の観点が全て過失や欠陥の内容を構成するものではなく、本書に記載のとおり事例ごとの判断を要すると考えられます。その上で、ご指摘の観点が責任の有無に結びつき得る場面としては、例えば取引審査AIにおけるモニタリング(46頁以下)や外観検査AIにおける継続学習(51頁以下)等において検討を行っております。その他のご指摘については今後の改訂の参考にさせていただきます。
5	全体 3.3(2) AI 開発者・提供者であるFの責任	・AIの開発者と、当該AIを組み込んだ製品の製造者が異なる場合の取扱いについて、更に踏み込んだ検討が必要である。AIを組み込んだ製品によって製品の使用者が責任を負った場合、製品の製造者が責任を負うことになるが、AI開発者ではなく、製品の製造者のみが責任を負うのは不公正である。 ・画像生成AIの開発者・提供者の責任について、データセットの画像枚数を基準とする点には問題がある。少ないデータでも権利侵害とならないデータでも権利侵害とならない。学習に使われたデータのクリーンさ、オプトイン等で許可を得ているかを基準とすべきである。	一点目について、既に本書でも示しているとおり、AIモデルの開発者にも一般不法行為が適用される可能性はあり、不法行為法の下でも妥当な結論を導くことは十分可能と考えられます。ご指摘のようなAIソフトウェアを提供する者の責任に関して、本書は補助/支援型AIという枠組みで責任評価の参考となる考え方を示しています。 二点目について、既に本書でも示しているとおり、画像生成AIはAI利用者の意思決定を介して用いられるところ、AI利用者の行為に対するAI開発者・提供者の補助責任の検討にあたっては権利侵害の重大性及び蓋然性やその認識可能性が重要な要素となり、この点に影響するデータセットの規模も考慮要素の一つとすることは合理的と考えられます。
6	1.1 はじめに 3.3 想定事例3: 画像生成AI	現行法とソフトローでは到底足りず、諸外国に倣ってAI新法を作るべきである。 日本の製造物責任の対応は動産に限られており、ソフトウェアそれ自体は製造物責任の対象とならないため、AI利用者の責任を問うことが難しくなっている。 海外のAI企業があるデータを集めているため、国内でも規制法を作るべきである。 想定事例3(画像生成AI)に関する記載で、AIモデルの学習の過程でデータはパラメータ化されており、人物の写真そのものが直接は利用されるわけではないといった記載があるが、写真データの拡張子を変換したり、zipファイルに圧縮したりする場合、内容は全く同じでも別物とは見えないう。前提が適切ではない。 人権侵害やハルシネーション等の問題がある中、AIを推進し進めることには反対である。	本書ではAI開発者・提供者・利用者に民事責任が生じ得る場面についても多々言及しており、不法行為法の下でも妥当な結論を導くことは十分可能と考えられます。また、我が国では、AIがもたらすリスクへの対応として、個別分野に関する既存の法体系とソフトローを組み合わせて対応する方針をとっており(本書4頁参照)、規制法が存在しないものではありません。 なお、想定事例3(画像生成AI)に関し、本書では、AIモデルの学習過程で元画像の特徴量がパラメータ化されるという特性をもってAI開発者・提供者の責任を一概に否定する解釈論は採用しておらず、AI開発者・提供者にも責任が生ずる場面があり得ることやその際に重要となる要素を示しております。
7	1.2 本書の射程 及び留保事項 2.2 補助/支援型AI及び依拠/代替型AI 3.3 想定事例3: 画像生成AI 3.4 想定事例4: 取引審査AI 第3章 補助/支援型AIに該当するケース 5.1 立証上の論点	総論 本手引き案は、AI利用時の損害に関する民事責任について、不法行為法及び製造物責任法の解釈適用上の考え方を整理し、責任の所在に関する一定の予測可能性を与えるものとして重要である。特に、補助型AIと依拠型AIの違いや具体例を用いた責任判断の考え方を示している点は評価できる。しかし、現実の問題が顕在化しやすい場面を十分に扱いきれていないように思われるため、以下の点について補強を求める。 1. 今後の検討課題として、以下のような類型を明示的に列挙すること ・モデル提供者、API提供者、アプリ事業者、導入企業、広告配信者、検索結果表示主体、プラットフォーム運営者等が分かれる多主体型の責任分界 ・オープンソースモデルや重み、再配布モデル、ファインチューニング済みモデルを利用する場合の責任分界 ・高依存チャネル上のAI表示、すなわち検索結果上部の要約表示、アカウント基盤と結び付いたプラットフォーム、標準搭載に近い導線等を通じたAI情報提供の責任 ・ディープフェイク、なりきり顔・声の人格格侵害、IR・株操作型の偽情報、誤BAN等、実務上被害が拡大しやすい類型 2. 補助/支援型AIについて、「AIが言っているから正しい」という盲信が単に利用者個人の問題ではなく、表示位置、UI設計、断定的要約、既定導線、緊急時利用、ブランド信頼等によって構造的に強化され得ることを、責任判断上の考慮要素として明記すべく、以下の点を追記すること ・検索AIや案内AI、業務支援AI等において、上部表示や断定的な自然文要約が利用者の依拠を誘発すること ・高齢者、障害者、低リテラシー層、外国語利用者、災害時のパニック状態にある利用者等では、一次情報への到達可能性や検証能力に差があること ・このような事情がある場合、利用者側の過失を一律に重く評価するのではなく、提供側の説明義務、警告義務、断定表現の抑制、一次情報への誘導、重要場面での人間判断の介在設計等も考慮要素とすべきこと ・デジタルディバイドの問題は、単なる社会政策論にとどまらず、民事責任における「利用者過失の軽重」の問題としても重要であること 3. 画像生成AIの事例について、以下のような類型を補足すること ・著名人に限らない一般人、企業役員、従業員、政治家、地域の有名人等の顔・声を用いたディープフェイク ・なりきり詐欺、信用毀損、名誉侵害、プライバシー侵害、性的ハラスメントとしてのディープフェイク ・IR・株価操作、市場の公正性や企業情報の信頼性を損なう虚偽情報と結び付いたディープフェイク・学習データの来源確認、権利処理の確認、継続的モニタリング、利用規約による制限等に加え、被害発生後の責任分界をより明確にすること ・著作権侵害や創作者保護についても、大手権利者だけでなく、個人・中小・同人・地域クリエイターが被害を受けた場合の立証困難性を踏まえ記述を補うこと 4. 「不透明スコアリング、予測監視、誤BAN、アカウント停止、決済停止、広告配信停止、サービス利用停止等」の「事実上の経済的・社会的排除」も視野に入れた以下のような補足を追記すること ・個人データ大量収集・プロファイリング・予測監視・不透明スコアリングが、人格格侵害や不合理な不利益処分と結び付くこと ・差別・児童保護・年齢認証・有害行為対策等を理由とする自動審査が、正当な会話・医療目的・教育目的・研究目的・批判的文脈まで誤検知し得ること ・誤検知自体だけでなく、問題コンテンツ単位ではなくアカウント全体や関連サービスまで一括停止する場合、損害が著しく拡大すること ・制裁の比例原則、理由開示、異議申立て、人間審査、第三者の検証、迅速な復旧を責任判断上の考慮要素として明示すること ・多言語環境や翻訳レイヤーが誤判定を増幅し得ること 5. 災害情報や医療情報に関する誤情報が生命に直結するリスクを考慮し、以下のような想定事例を補うこと ・津波・災害誤情報、避難や安全確保に関する誤案内 ・誤った医療情報、たとえば重要な病状に対する民間療法の断定的推奨等 ・誤った医療情報、たとえば重要な病状に対する民間療法を誤った誤診や食料判断 ・冷蔵庫、洗濯機、焼却炉、高所等を用いた危険な遊びを、絵本風・教材風・動画風に推奨するコンテンツ ・児童・若年層・弱者が誤って依拠しやすい、教育風・生活情報風・安全情報風の有害コンテンツ ・高依存チャネル上の誤情報、すなわち検索結果や標準導線に近い画面で提示され、利用者が強く依拠しやすい場面 6. 、立証負担の軽減に関する記述について、以下のような記録・保存・提示の重要性をより具体的に明記すること ・表示内容のログ、表示時刻、提示された参照ソース、更新履歴 ・用いられたいモデルのバージョン、チューニング履歴、閾値設定、評価指標 ・プロンプト、入力データ、出力サンプル、人間レビュー記録、警告表示履歴 ・モデレーションや審査における理由コード、制裁範囲の決定過程、異議申立て処理履歴 ・一定の類型では、事実上の推定や立証責任の緩和を積極的に検討すべきこと	本書の主旨にご賛同いただきありがとうございます。読者にとって本書の理解が可能な限り容易となるよう、概要資料を公表する予定です。また、意見聴取については今後の更新・改訂にあたり参考にさせていただきます。
1.1 本書の目的 3.3 想定事例3: 画像生成AI 5.1 立証上の論点	7. 著作権侵害・創作者保護について、原稿家の位置付けを補強し、以下の観点を追記すること ・学習データの来歴確認、権利処理確認、利用規約等による制御だけでなく、被害発生後の責任分界と開示可能性を明確にすること ・創作者が個人クリエイター、中小事業者、同人作家、地域文化の担い手等である場合、証拠収集力・交渉力に大きな差があることを考慮すること ・人間の創造性の喪失や文化への長期的影響は本手引き案の中心テーマではないとしても、少なくとも民事責任の文脈では、創作者の正当な利益を侵害した場合の救済可能性を高める方向で整理すること	本書の主旨にご賛同いただきありがとうございます。読者にとって本書の理解が可能な限り容易となるよう、概要資料を公表する予定です。また、意見聴取については今後の更新・改訂にあたり参考にさせていただきます。	

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
2.2 補助／支援型AI及び依拠／代替型AI 3.2 想定事例2: 弁護士業務支援AI		補助／支援型AIの利用は、AI利用者の注意義務の水準を直ちに引き上げも引き下げもしない整理されており、専門家は、その職業・地位・立場に応じた通常人としての注意義務が問われるという整理に賛成する。その上で、AIを根拠にした裁判主張・法律実務・学術実務への過剰依存について下記のような補足を求める。 ・弁護士等の専門職がAI出力を事実認定、裁判例調査、法令解釈、専門的助言の根拠として用いる場合、単に「AIを使ったか否か」ではなく、どの部分をどの程度独自に検証したかが責任判断上重要であること。特に、裁判例の実在性、法令の現行性、引用の正確性、学術的根拠の有無のように、専門実務の基礎となる事項については、AI出力のみに依拠した場合に注意義務違反が認められやすいことを、より明示的に示していただきたい。 ・専門職向けAIを提供する開発者・提供者においても、どのような場面で人の再確認が不可欠か、どのような出力は未検証の参考情報にとどまるかを、説明上の注意義務としてより明確に示すこと。	
	2.2 補助／支援型AI及び依拠／代替型AI 3.4 想定事例4: 取引審査AI 5.1 立証上の論点	人工知能基本計画に関する議論では、AIを使えない層が政策や仕事、学術で不利になることや、AIを使った側が疑われて排除されることが格差・参加権の問題として指摘された。この問題は民事責任上の重要な論点として位置付けるべきである。具体的には、以下の点を補足することを求める。 ・高齢者、障害者、外国語利用者、低リテラシー層、低所得者など、同じ水準の検索能力や異議申立て能力を前提にできない利用者層が存在すること ・これらの利用者がAIに依拠した場合、利用者側の過失を一律に重く評価することは妥当でない場面があること ・誤BANや誤審査等が発生した際に、理由開示や異議申立て、人による審査への接続が複雑すぎると実質的には救済不能となること ・そのため、AI提供者は、すべての利用者層に対してアクセス可能で理解しやすい形で警告や注意喚起、異議申立て方法を示すこと ・消費者の「重要な利益」には経済取引だけでなく、通信、生活基盤、教育機会、医療アクセスも含まれること	本書は、従来必ずしも議論が蓄積していなかったAI活用時における民事責任の在り方について基本的な考え方を提示するものとします。ご指摘の内容には重要な論点を含みますが、個別の論点を全て本書の中で明らかにすることは困難であり、本書で提示した考え方を参考にしつつ個別の論点を解決することや、今後の裁判例の蓄積が期待されます。その上で、ご指摘いただいた論点については、今後の改訂の参考とさせていただきます。
	3.4 想定事例4: 取引審査AI	人工知能基本計画骨子に関する議論では、自動法語目的のAI活用が誤検知や条裁制裁によって子供や家族の生活を破壊する可能性が指摘された。これを踏まえ、以下の点を追記することを求める。 ・児童保護、年齢認証、差別防止、有害行為対策等を目的とするAI審査であっても、正当な医療利用、教育利用、研究利用、家族間のやり取り、ペット等に関する会話まで誤検知し得ること ・問題コンテンツの制限ではなく、アカウント全体、電話番号、メール、クラウド等の関連サービスまで一括で停止する場合、損害が著しく拡大すること ・行政や警察等がプラットフォームのAI判定結果を参照する場合、子どもの「身体の安全」だけでなく、「生活の安定」「家庭関係」「医療アクセス」等を含めた子どもの最善の利益の観点から、人間による総合的判断を必須とすべきこと ・理由開示、異議申立て、人間審査、第三者の検証、犯罪性なしと判断された場合の迅速な復旧、責任判断上の考慮要素として明示すること	
8	1.3 用語の定義 3.1 パブリシティ権と画像生成AI	・AIを厳密に定義することは困難である(本書6頁)とあるが、許諾を得た学習データを用いたものとそうでないものは分けて考える必要がある。 ・想定事例3において、AIモデルにおけるデータはパラメータ化されている旨の記載があるが、学習データそのものが出力される場合もある。企業に対して個人がどこにかける範囲を超えており、圧縮したデータの内容が同じであるということと同様に捉えるべきである。	本書では、AIモデルの学習過程で元画像の特徴量がパラメータ化されるという特性をもってAI開発者・提供者の責任を一概に否定する解釈論は採用しておらず、AI開発者・提供者に責任が生ずる場面があり得ることやその際により重要な要素を示しております。なお、ご指摘の想定事例3はパブリシティ権に関するものであり、著作権法とは無関係です。
9	2.1 本研究会の検討対象	・AI利用者と第三者の関係性明確化 概要図のうち「AI利用者」と「第三者」の関係について、「契約関係なし」と記載されている一方で、第三者からAI利用者に契約に基づく請求が可能である旨の記載もあり、それぞれの記載の趣旨が必ずしも明確でないため明確化いただきたい。 ・AI開発者とAI提供者の判定 AI開発者とAI提供者の責任論が区別なく整理されているが、実務上、外国事業者がLLMを開発し、国内企業がこれを利用してRAG等を組み合わせたサービスを提供するケースが存在し、両者の役割や技術的に制御可能な事項は異なる。そのため、法的責任や注意義務の内容は各主体の業務スコープ及び技術的に制御可能な事項に応じて異なり得ることを明記いただきたい。	一点目について、概要図に明記しているとおり、AI利用者と第三者に契約関係がない場合のみならず、契約関係があっても責任に関する明示的な合意がない場合が考えられ、第三者からAI利用者に対して契約関係に基づく請求が想定される場合は後者(例えば想定事例2におけるからにに対する請求)と整理しております。この点は概要図等から明らかと考えられますので、記載は維持させていただきます。 二点目について、2.2.1(3)及び2.2.2(3)の各末尾に「AI開発者やAI提供者に求められる設計上の注意義務及び説明上の注意義務の内容は、リユースチェーンにおけるそれぞれの役割分担に応じて異なり得る。」との旨を追記しました。
	2.1.3 AIガバナンス及びAI事業者ガイドライン	・リスクマネジメントプロセスの具体化 AI利用者が、AI開発者・提供者のガバナンス体制全体を個別に確認することは、非現実的である。そのため、AI開発者・提供者がISO/IEC 42001等のAIマネジメント標準に関する認証を取得し、適切にリスクマネジメントが行われた証跡を示すことも、当該AI開発者・提供者が合理的な確認措置をとっていることの根拠として評価され得る旨を、追記・明記することを要する。	ご指摘を踏まえ、2.1.3末尾に下記注記を追加しました。 「なお、AIガバナンスの一環として、AIマネジメントシステムに関する国際標準に基づく認証を活用することも手段の一つになると考えられる。例えば、AI利用者がAIの適切な利用体制を構築する際、AI開発者・提供者におけるISO/IEC 42001等のAIマネジメントシステムに係る認証の取得状況を確認するとともに、導入するAI製品、AIサービス又はAIシステムの性能、限界及びリスク等に関するAI開発者・提供者の評価結果を取得し、自社の業務要件への適合性や当該利用環境における妥当性を確認していた場合、実務上合理的に可能な対応策を講じていた事情の一つとして斟酌され得る。もっとも、AI事業者ガイドラインを踏まえたAIガバナンスの構築と同様、このような措置が直ちに過失の有無に結びつくものではない。」
	2.2.2(1)② 依拠／代替型AIに該当するための要件	・依拠／代替型AIの必要性・精度及び安全性の具体化及び判例等の根拠提示 依拠／代替型AIについて、利用者が後日適宜的に補助／支援型AIとしての法的責任を問われるリスクを適切に評価できるよう、必要性・精度及び安全性の判断に資する判例・学説上の根拠や追加事例の提示を要する。また、以下の点に関する見解の明確化を要する。 (a)必要性について、「当該AIを利用しなければ、意図する経費削減・生産性向上は実現しない」というような利用者側にとつての必要性で足りるか(個別事業者ごとに判断するべき内容とも思われる) (b)精度及び安全性の観点で、AI提供者からどのような情報を得れば、依拠／代替型として扱ってよいのか。例えば、提供者側からAIの性能について開示を求めていることや、提供者側において保証や認証などを取得していることは、精度・安全性を高める(依拠／代替型AIとして扱ってよい方向に傾く)考慮要素となるか。	本書15～16頁に明記しているとおり、権利侵害が実際に生じた場面における事後的な責任評価の場面において、人の関与や判断を介在させることによっても十分に対応が可能な範囲の分量・性質のタスクをAIが自律的に処理していた場合、人の判断を介在させることによって結果回避を防止すべきでなかったかが問われ得ることになると考えられます。必要性要件はこのような場面を想定したものとします。 (a)については、上記観点を踏まえた現状の記載から、AI利用者の利用過程における必要性を指していることは明確と考えますが、「AIが自動的に処理を行うなど。」の直後に「AI利用者において」との文言を追加しました。 (b)については、ご指摘を踏まえ、本書16頁「…」が認められると考えられる。」の直後に以下を追記しました。 「依拠／代替型AIへの該当性を基礎づける実務上の方法としては、AI開発者・提供者によるベンチマーク評価、性能限界や誤出力パターン、テスト環境と実運用条件との差異等を踏まえ、AIを導入する業務に求められてきた作業水準や安全性に適合することの確認や、実運用環境における追加検証等が必要に応じて行うことが考えられる。」
2.2.3 各類型に関する小括		・類型(補助／支援型・依拠／代替型)ごとの責任 AI開発者・提供者の責任について、「補助／支援型AI」と「依拠／代替型AI」のいずれも責任の内容がAIサービス利用による「説明」と「設計上の措置」となっているため、内容に差異がないように読める。差異があるのであれば、その差異の内容を明確にしてください。 「補助／支援型AI」のAI開発者・提供者の責任について、AI利用者による予見・対処が容易でないリスクについて、一定の設計上の措置が求められるが、当該リスクについて、45頁(3)第1段落の記載を踏まえると、丁寧に説明を行うことでも責任を充足することができる場合があるとの解釈でき、そのような整理が合理的であると考えため、当該解釈を明確化いただきたい。	
	3.2.3 AI 開発者・提供者であるC及びDの責任	・AI 開発者・提供者であるC及びDの責任の考慮要素明記 「(1)Vの損害を賠償したがCやDに求償又は損害賠償請求を行う場面」について、3.1.3と同様の粒度で、(1)の場面における基本的な考慮要素について明記いただきたい。	該当箇所下記注記を追記しました。 「前記3.1.3(1)と同様、個別の契約内容次第であるが、AIの性能・品質についてどのような合意がなされていたか、契約上予定されていた性能・品質等に満たなかった場合にどのような責任が規定されているか、どのような免責条項が設けられていたか等が重要な要素となると考えられる。」
	3.3.2 想定事例3におけるAIの位置づけ 3.3.4 事例bについて	・画像生成AIに関する権利侵害防止措置基準の明確化(p.32-34にも登場) 主要大規模サービスにおいても、十分な権利侵害防止措置がなされていない可能性があると、パブリシティ権の侵害が予想される全ての固有名称について対応することと基準とするのは非現実的ではない可能性があり、かつ、国内事業者の国際競争力の観点でも懸念がある。このため、AI開発者・提供者に求められる権利侵害防止措置の基準を、より明確化いただきたい。	本書は、33頁において「全ての事案において上記措置の全てが必要となるものではないこと」や「構築するAIモデルの特性に応じ、必要かつ合理的な範囲の措置を講ずれば足り」と明記しているように、パブリシティ権の侵害が予想される全ての固有名称についてのフィルタリング等の特定の設計上の措置を常に求めるものではありません。ご指摘の想定事例3に関しては、権利侵害に関する蓋然性や認識可能性を踏まえて責任の有無を評価すべきことを示しております。 その上で、設計上の措置が論点となり得る場面の整理に關し、「この点を踏まえつつ…以下のように考えられる。」の後に以下の一文を追加するとともに、前後の記載を調整しました。 「例えば、AI開発者・提供者が利用規約において生成画像の商用利用を禁止したり、第三者の権利を侵害する態様で生成画像を使用しないよう注意喚起したりすることにより、AI利用者が当該AIを適切に利用し、当該AIを通じてパブリシティ権侵害行為が発生しない場合には、権利侵害の重大性及び蓋然性並びに侵害発生の際論可能性のいずれも認められず、責任が否定される可能性が高い。これに対し、AI開発者の説明上の措置によっても適切な利用が行われていないと認められる状況下では、以下の観点から責任が評価されると考えられる。」
3.4.3 取引拒絶が不法行為に該当する要件について		・設計上の注意義務の明確化 想定事例3(画像生成AI)では、「設計上の措置」の具体例が示されているが、AI分野は技術進展が速く、設計時点でも合理的な措置を講じていた場合でも、損害発生時点の技術水準から当該措置が不十分と評価される可能性がある。この場合において、設計時点でも合理的な措置を講じていれば注意義務を尽くしたものと評価されるのか必ずしも明確ではない。特に製造物責任が問題となる場面では、いわゆる開発危険の抗弁との関係で、欠陥や対策措置の合理性をどの時点を基準に判断するかが重要となる。本書でも、措置の合理性や欠陥の判断の基準時点に関する考え方を明確化していただきたい。	脚注110及び本書64頁以下に関連する記述がありますのでご参照ください。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	4.1.3 AI 開発者である J の責任	・損害賠償請求場面の具体化 想定事例1について、詳細は当事者間の契約の契約となることを理解した上で、「(I)Vの損害を賠償したKがJに求償又は損害賠償請求を行う場面」について、3.1.3と同様の粒度で、(I)の場面における基本的な考慮要素については明記いただきたい。	該当箇所に下記注記を追加しました。 「前記3.1.3と同様、個別の契約内容次第であるが、AIの性能・品質についてどのような合意がなされていたか、契約上予定されていた性能・品質等に満たなかった場合にどのような責任が規定されているか、どのような免責条項が設けられていたか等が重要な要素となると考えられる。」
	4.2.2(3)事例 a-2	・文言修正と仕組みの再検討 想定事例6 事例a-2の結論に異論はないものの、ユーザーであるNがメンテナンスを怠ったことは「誤使用」というより「管理者であるユーザーによる管理不備」が適切であると思われる。文言修正ならびに「管理不備」を予防する仕組み等について再検討いただきたい。	「Nの誤使用」との文言を「Mの説明に反する使用方法」と修正しました。
	4.2.2(3)事例 a-3	・状況の再確認・再検討 想定事例6 事例a-3の結論に異論はないものの、人間が運転するフォークリフトの場合、特異なシムレットであったとしても、脚立の存在も含めて運転手がVを目標で確認することができると想定されることから、本来検知すべき場所においてVの姿を認めることができたことと、事前に衝突を回避することが可能であったと評価される可能性があり得ることから、考慮要素について再検討いただきたい。	ご指摘の箇所は、Vが突如としてAMRの停止距離内に進入したという想定事例を前提とした評価の方向性を述べるものです。ここでは責任評価の基本的な方向性を示すことを目的としており、詳細な事実関係を前提とした厳密な評価を行うことが主眼ではないため、記載は維持させていただきます。
	4.2.3 事例 b	・アップデートに伴う不具合における責任の確認 欧州の改正製造物責任指令では、引渡し後のソフトウェア・アップデートや、安全性維持に必要なアップデートの不実施について製造業者等が責任を負う旨明文化されており、解釈論ではなく立法により明確化が図られている。今後の政策検討においても、解釈整理のみならず、ソフトウェア・アップデートに関する責任の立法的対応の可能性を含めて検討いただきたい。	本書の対象とは異なりますので、ご意見として承ります。
	5.1 立証上の論点	・立証責任の転換適用範囲の再検討 AIに関するサービスは、医療訴訟や環境訴訟等と同様、責任原因の立証責任の転換を行う可能性が示唆されているとの認識であるが、事業者と利用者のリテラシー差分を考慮すると、立証責任の転換適用の範囲に練引きすべきと考える。例えば、ユーザーの目線で専門的な知見が要求されないケースや、事前の説明が十分にされており、関連資料をユーザーが保有しているとの評価できるケース等には適用されないようにする等の措置が考えられる。	過失の事実上の推定は、従来の裁判例でも特殊な事情が認められる場合の例外的な法理であり、その旨明記しておりますが、「生命身体等の重大な法益侵害…高度の不確実性等」の後に「を総合的に考慮し、原告が主張立証責任を負う原則を修正することが許容される程の例外的事情」との文言を追加しました。
	5.1.1 文書提出命令	・機密保護への配慮 情報収集制度の導入という趣旨には賛同する一方で、情報収集の過程でアルゴリズムや学習データ等が開示される場合、営業秘密やノウハウ等の知的財産が流出する懸念があり、同制度の導入については、技術的秘密や営業秘密の保護にも行政側で配慮する必要がある旨を明記することを検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、「行政による規制・監督のための情報収集の仕組み等」との記載を「営業秘密等とのバランスも考慮しつつ行政による規制・監督のための情報収集を行う仕組み等」と修正しました。
10	2.1.1 一般不法行為の過失要件 2.2.1(3) 補助／支援型AIを販売又は提供するAI開発者・提供者の責任	本書の過失評価の枠組みは「AIの予期せぬ出力による損害」を主な前提としているが、AIサービスの評価指標(KPI)に連動する損害の発生が構造的に接続されている場合、損害は「誤作動」ではなく「正常作動」の帰結として生じる。本書第2章2.1.1の過失論の記述に、以下の趣旨の補足を追加することを提言する。 「AIサービスの評価指標(KPI)または最適化目標の設計が、損害に結びつく行動・状態の発現と直接連動する構造を有する場合、当該損害の発生についての予見可能性の評価は、通常のAIリスク(予期せぬ出力)とは異なる考慮を要する。設計時点において損害との連動が認識可能であった場合、予見可能性を否定する方向の事情として評価することは困難であり、設計段階における結果回避義務の水準が相対的に高くなる。」	
	2.2.1(3) 補助／支援型AIを販売又は提供するAI開発者・提供者の責任	補助／支援型AIの開発者・提供者の「説明上の注意義務」として、「AIの機能や性能の限界、使用方法、重要なリスク等について明確な説明を行うこと」等とするが、AIサービスが「何を最大化するか(評価指標・最適化目標)」は対象として明示されておらず、「設計意図の非開示」という問題構造を持ち、インフォームド・コンセントの観点から、そこで、本書第2章2.2.1(3)の説明上の注意義務の記述(a.13)に、以下の趣旨の補足を追加することを提言する。 「AIサービスの機能・性能限界に関する説明義務は、出力特性の説明にとどまらず、当該AIサービスの評価指標(何を最大化するか)および最適化の対象とされているユーザー行動・状態についての開示を含む。特に、ユーザーの継続的な行動パターン・感情的応答を評価指標として学習・最適化するシステムにおいては、その設計目標をユーザーが合理的に理解できる形で開示することが、インフォームド・コンセントの観点から求められる。」	ご意見ありがとうございます。提示いただいた想定事例では、前提となる権利侵害の成否を含め、ご指摘のような評価が必ずしも成り立つか否かは定かでなく、今後の改訂にあたり参考とさせていただきます。
	5.1.4 因果関係の認定 5.1.1 文書提出命令	本書第5章5.1.4 は、因果関係認定の困難性を指摘しているが、「継続的な利用に伴い漸進的に生じる損害」に対する整理が不十分である。 そこで、本書第5章5.1.4の因果関係論の記述に、以下の趣旨の補足を追加することを提言する。 「AIサービスの継続的な利用に伴い漸進的に生じる損害については、損害発生の特徴・態様の特定、代替原因との寄与度分離等に固有の困難がある。このような累積的・継続的損害については、従来の因果関係論の採用可能性、AI事業者ガイドライン上のログ保存義務と文書提出命令の連動による証拠アクセスの在り方、および立証責任の分配について、別途論点整理を行うことが適切である。」	
11	2.1.3 AIガバナンス及びAI事業者ガイドライン 2.2 補助／支援型AI及び依拠／代替型AI 2.2.3 各類型に関する小括	本書は、AI利活用に伴う損害発生時の民事責任について、不法行為法を中心に整理を行い、実務上の予見可能性を高めようとする点で意義がある。一方で、AIシステムの特性を踏まえた責任管理の在り方について、なお検討の余地があると考ええる。 第一に、AIシステムの導入後に行われる更新、再学習、用途変更等を含むライフサイクル全体における管理責任の整理は必ずしも十分とはいえない。AIの運用においては、性能や挙動の継続的な変化が前提となっており、特定時点の設計や運用のみを基準として責任を判断する枠組みには限界がある。導入時、運用時、更新時、事故発生後といった各段階に応じて、関係主体に求められる管理義務や注意義務の内容を整理し、継続的な責任管理モデルとして明示することが、実務上の予測可能性向上に資すると考えられる。 第二に、AI事業者ガイドラインに基づくアジャイルガバナンスの考え方を参照しているものの、当該ガイドラインと民事責任判断との関係については、補足的な位置づけにとどまっており、ガイドラインへの適合状況が過失判断にどのように反映されるのかについて、より明確な整理が示されていない。AIのリスク管理においては、設計段階のみならず、運用過程における評価、記録、改善の仕組みが重要であり、これらの体制整備は責任判断の前提条件として位置づけることが合理的である。例えば、リスク評価記録や更新履歴、説明資料等の保存体制を整備しているか否かを、過失判断における考慮要素として明示することが考えられる。	ご意見ありがとうございます。ライフサイクル全体における管理責任の整理は、本書で既に取り扱っている注意義務の内容に吸収される場面もあると考えられるほか、本書17頁本文及び脚注32等でも一部記載しておりますが、より具体的な責任の内容については今後の技術動向や実務の蓄積も踏まえた課題と捉えております。また、AI事業者ガイドライン等との接続による予測可能性の向上も今後の課題と捉えております。
12	2.1.3 AIガバナンス及びAI事業者ガイドライン	AI事業者ガイドラインが事業者に課している義務は抽象的なものが多く、具体的などの程度の事業者対応が現実的に求められているのかについて必ずしも明らかではない。また、現在の技術では、生成AIの出力結果等の正確性を完全に担保する又はバイアスを完全に排除することは極めて困難である。加えて、他社が開発した基盤モデル等を利用する場合、学習データ等の詳細が開示されないことが多く、対策を講じると自体が困難であるという構造的な限界が存在する。上記理由から、AI事業者ガイドラインの遵守状況を過失判断の考慮要素とする際には、生成AIの技術的及び構造的な限界を十分に考慮すべきである旨を明記いただきたい。特に、海外他社製の基盤モデルを利用する国内事業者(AI開発者等)の過失評価においては、当該国内事業者の立場で合理的に実施可能な範囲での対応策を講じていれば、結果回避義務違反と評価される可能性を低める事情として斟酌されるよう配慮いただきたい。	AI事業者ガイドラインは事業者に対して定型的な義務を課す性質のものではなく、個々の状況に応じて講じるべき措置が異なることは本書の左記記載部分からも明らかと考えられます。また、左記記載が著しく困難な措置を求める趣旨ではないとは、10頁「記載された事項を全て遵守することが求められるものではない」との記載や11頁「見込まれたリスクの程度に応じて実務上合理的な対応策を講じていた場合」等の記載からも明確と考えられますので、記載は維持させていただきます。
	2.2.1(1) 補助／支援型 AIに該当する場合	実際のAI利活用の現場では、同一のAIであっても使い次第で「補助／支援」的な使い方が「依拠／代替」的な使い方が分かれることが想定される。性質のみから一律に類型の適用が決定されるような表現は実態とそぐわない場面も生じ得る。 上記理由から、AIの性質だけでなく想定される使い方も類型の適用に関する考慮要素となるように、「AIの中には、その性質に照らした人の判断や行動を代替することになります。補助／支援型 AIとして用いべきと評価される場合がある。」との記載について一定の柔軟性をもたせるような表現を検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、11頁「性質」の直後に「や使用方法」を追加しました。
	2.2.1(1) 補助／支援型 AIに該当する場合	AIに人間の判断を代替させる「必要性」があり、高い「精度及び安全性」を備えている場合、依拠／代替型AIと認められるとされている。他方、「③AIの出力内容が潜在的に第三者の権利を侵害するリスクを内包しており、この点について人の評価や検証が必要なケース」といった補助／支援型AIの抽象的な要件に該当すれば、補助／支援型AIとされおり、両類型の境界が不明瞭である。 上記理由から、「補助／支援型AIに該当する場合」として挙げられている①～③のケース(本書11頁)について、これらが依拠／代替型AIの要件(「必要性」並びに「精度及び安全性」)と交錯した場合、どちらの類型が優先されるのかについて、分類の境界をどう判断すべきかと合わせ、より明確な基準を示していただきたい。	本書11頁の下記記載により、①～③に該当しない場合に初めて依拠／代替型AI該当性が問題となり、ご想定のようなケースは補助／支援型に該当すると考えられます。このような適用関係は明確と考えますので、記載は維持させていただきます。 「上記①～③に該当しない場合には、補助／支援型AIにも依拠／代替型AIにも該当する可能性があるが、後記2.2.2に述べる基準に照らし依拠／代替型AIに該当しないものは一般的に補助／支援型AIに該当する。」
	2.2.1(2) 補助／支援型AIを利用するAI利用者の責任	「各当事者の責任の判断に当たっては、AIが利用される形態に応じた2つの類型に整理して検討することが有益」であるとして、AIを補助／支援型 AIと依拠／代替型AIに区分し、当該類型ごとに「AIシステムやAIサービスを販売又は提供するAI開発者・提供者が求められる注意義務の水準」を変えることを提案するものと理解する。このような趣旨に鑑みると、補助／支援型AIの利用について説明する際に「依拠」という表現を使うことは、読者に対し「AIの出力にそのまま依拠すること」が許容されているかのような誤解を招くおそれがある。 上記理由から、「AIの出力に依拠した」という表現ではなく「AIの出力結果を活用した」という表現に修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、「出力を援用した」との表現に修正しました。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	2.2.1(3) 補助／ 支援型AIを販売 又は提供するAI 開発者・提供者 の責任	「AI開発者・提供者は、(中略)AIの機能や性能の限界、使用方法、重要なリスク等について明確な説明を行うことが重要と考えられる(説明上の注意義務)」との記載は、AI開発者・提供者の責任を規定する内容として広範かつ曖昧である。AI開発者・提供者が予見不可能な内容も含めて、すべての潜在的なリスクを網羅的に説明することが求められると解釈される可能性や、事後的に説明義務違反が過大に認定される懸念がある。 上記理由から、「当該時点の技術水準に照らして合理的に予見可能な範囲において」等の文言を追記し、「説明上の注意義務」の範囲を限定的かつ現実的なものとすべきである。 他社製の基盤モデルを利用している場合、AI提供者が学習データの全容を把握することは技術的・構造的に不可能である。また自社開発であってもこれらの情報は、事業者の競争優位性の根幹となる営業秘密である。 上記理由から、脚注27について、これが実務において機械的に一律の開示義務として課せられると誤解されないよう、補足の追記を求める。具体的には、同脚注内の「常に各要素についての説明が求められるものではなく、最終的にはケース・バイ・ケースの判断とならざるを得ないと考えられる」という記載に関連して、「他社製の基盤モデルを利用している場合には技術的に把握困難であることや、自社開発であってもこれらが営業秘密に該当し得ること等に鑑み、必ずしも詳細な開示が求められるものではない」といった実務上の技術的限界や営業秘密に配慮した記載とさせていただきたい。	前段のご指摘については、「予見が困難なリスクであると評価された場合、設計上・説明上の過失は認められない」(本書46頁)等の記載から、予見困難な事象についての説明が求められる趣旨でないことは明確と考えますが、ご指摘も踏まえ、「当該時点の科学技術の水準に照らし合理的に予見可能な範囲で」との文言を追加しました。 後段のご指摘については、ご指摘を踏まえ、「常に各要素についての説明が求められるものではなく、」の後に「本文に述べた説明義務・利用に関する考慮要素(リスクの性質や程度、当事者間における情報の偏在の程度、利用者の属性等)を踏まえた合理的な範囲の説明が求められると考えられる。」との文言を追加しました。
	2.2.2(3) 依拠／ 代替型AIを販売 又は提供するAI 開発者・AI提供 者の責任	AI利用者から自社の業務プロセスや利用環境についての十分な情報提供がない限り、AI開発者・提供者が「AIの機能や性質を踏まえ、どのような状況下でリスクが増加し得るか、どのような範囲で人が関与することが望ましいか」等を正確に予測することは困難である。また、AI開発者・提供者にとってのリスクコントロールの成否は、AI利用者において「対象となる業務プロセスがAIによる自動化に適しているか、望ましい水準や安全性を備えたAIシステムを用いているか」等の評価を適切に行っているかというAI利用者の要因に大きく依存する。 上記理由から、2.2.2(3)の「設計上の注意義務」及び「説明上の注意義務」に関する記載について、AI開発者・提供者が予見不可能な責任を負うことのないよう、「提供時に想定・指定された利用目的の範囲内において」又は「AI利用者からの事前の情報提供等により、AI開発者・提供者が合理的に予見可能な範囲において」といった、責任範囲を限定する条件を追記していただきたい。	ご指摘を踏まえ、「リスクコントロールの上で重要な情報」の後に「(例えば、AIの機能や性能の限界、使用方法、重要なリスク等に加え、AIシステム単体では対応し難い外的な危険源や、どのような状況下でリスクが増加し得るか、どのような範囲で人が関与することが望ましいか等)を、AI開発者・提供者が合理的に予見可能な範囲において」を追加しました。
	3.1.2 AI利用者 であるB及びB' の責任	補助／支援型AIの利用者の注意義務について説明する2.1.2において、「依拠」という表現を用いることは、読者に依拠／代替型AIの概念との混同を生じさせるおそれがある。 上記理由から、該当箇所は補助・支援型AIに関する説明であることから、「AIの出力に依拠した」という表現ではなくAIの出力結果を活用した」という表現に修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、「出力を援用した」と修正しました。
	全体	本書記載の想定事例のみでは、生成AIを活用したソフトウェア開発実務において発生し得る民事責任の所在を十分に明確化できていない。したがって、例えば、ソフトウェア開発において急速に普及している『ソースコード生成AI』及び生成AIを利用した『コーディングエージェント』に関する想定事例を、以下の観点を踏まえた形で新たに追加すべきである。 【OSSライセンス遵守に関するリスクの特殊性】 ・『ソースコード生成AI』や『コーディングエージェント』の利用過程においては、学習データに含まれるオープンソースソフトウェア(OSS)のコードと同一、あるいは類似したコードが意図せず出力される可能性を完全に排除することは困難である。 ・この際、当該OSSライセンス(GPL、Apache、MIT等)が課す条件(著作権表示の維持やソースコードの公開義務等)を履行しなかった場合の民事責任について、利用者と提供者の責任分界を明確にする必要がある。これは「顧客吸引力の利用」を主眼とするバッド・フィード(権の濫用)(事例3)とは本質的に異なる論点である。 【補助／支援型AIにおける検証義務の範囲】 ・補助／支援型AIにおいて利用者が「検証・修正」を行うことを求めているが、ソースコードの場合、当該コードの一端が他者の著作権やOSSライセンスに抵触するかについて、人間が全件手作業で検証することは、画像の視覚的確認に比べて著しく困難である。AIを活用したソフトウェア開発実務において、どの程度の確認(ライセンススキャンツールの利用等)を行えば「その職業・地位に置かれる通常の人の注意力等を基に決定される」注意義務を果たしたと評価されるのか、あるいはそもそもそのような確認が必要であるか否か、明確にすることが必要である。 【AI提供者による「設計上の注意義務」の具体化】 ・一部の「ソースコード生成AI」や「コーディングエージェント」には、ライセンス違反の可能性があるコードの出力を抑制するフィルタリング機能が提供されている。このような設計上の措置を講じているAI提供者が、AI利用者のライセンス違反(不行為の補助等)に対してどの程度の範囲で責任を免れるか、明確にする必要がある。 【依拠／代替型AIへの移行基準の明確化】 ・将来的に、人間以上の精度でライセンス整合性を確認できるAIが登場した場合、それが依拠／代替型AIとして認められ、利用者の個別検証義務が免除されるための要件をソフトウェア開発の文脈で整理することは、本手引き案が掲げるAI利用性の推進に大きく寄与すると考えられる。	本書は、従来必ずしも議論が蓄積していなかったAI活用時における民事責任の在り方について基本的な考え方を提示するものとなります。ご指摘の内容には重要な論点を含みますが、個別の論点を全て本書の中で明らかにすることは困難であり、本書で提示した考え方を参考にしつつ個別の論点を解決することや、今後の裁判例の蓄積が期待されます。その上で、ご指摘いただいた論点については、今後の改訂の参考とさせていただきます。
	3.3.4 (2) AI開発 者であるFの責任	本手引き案をはじめとする政府の各種指針における考え方の全体を踏まえれば、生成AIによる生成物において肖像権・パブリシティ権・著作権を問わず権利侵害が発生した場合、「一次的」に責任を負うのは生成物の利用者であると考えられること。また、技術的防止措置(フィルタリング等)には限界があることから、AI開発者・提供者による「設計上の措置」を過失責任が成立するかについての要件として過度に重視するべきではない。なお、2.2.1(3) 補助／支援型AIを販売又は提供するAI開発者・提供者の責任においても、「相対的に重要となるのは、上記①の説明義務と考えられる」(注「上記①」とは「利用者が製品を適切に用いるため重要な事項について説明を行わなかったことにより誤使用がもたらした場合の責任」と)と明記されている。 上記理由から、AI開発者・提供者の過失責任については、技術的限界のある「設計上の措置」ではなく、利用規約等での注意喚起を含む「説明上の措置」を尽くしているか否かを重視して判断すべきであり、その旨を明記していただきたい。	本書は、33頁において「全ての事象において上記措置の全てが必要となるものではない」とことや「構築するAIモデルの特性に応じ、必要かつ合理的な範囲の措置を講ずれば足り」とを明記しているように、「データセットの全容の把握」や「フィルタリング」等の特定の設計上の措置を常に求めるものではなく、また、このような措置を責任評価にあたって過度に重視しているものでもありません。ご指摘の想定事例3に関しては、権利侵害の重大性及び蓋然性や認識可能性を踏まえて責任の有無を評価すべきことを示しております。
	3.3.4 (2)(参考) パブリシティ権 に関して AI 事 業者ガイドライン 上想定される措 置の表	【AI開発者・提供者】における「設計上の措置」について】 「データセット」に著名人の肖像等が含まれていないか確認を実施する」等の措置が求められているが、特に海外事業者から基盤モデルの提供を受ける場合等においては、データセットの内容が十分に開示されない場合があり、データセットの全容を把握することは不可能である。また、パブリシティ権が生じ得る肖像も時々刻々と変化する上、パブリシティ権侵害の成否は当該肖像の使用法に依存する。したがって、著名人の肖像に類似・近似する肖像画像を生成し得ることをもって、直ちにAI開発者・提供者のパブリシティ権の侵害責任を肯定することは早計である。 【AI開発者・提供者における「説明上の措置」について】 「サービスの目的等に応じ、利用規約等で生成画像の利用範囲の制限や肖像権を侵害する態様での利用禁止条項を設ける」等の措置が挙げられているが、AI開発者・提供者が規約等で商用利用の禁止といった説明を行っているにもかかわらずAI利用者が当該生成AIツールを利用して生成した画像を利用した場合におけるパブリシティ権侵害の責任はAI利用者のみが負うべきであり、パブリシティ権の侵害リスクに関する説明を行ったAI開発者・提供者は免責されるべきである。	その上で、AI開発者・提供者からの説明によって、AI利用者が権利侵害行為に及ぶリスクが合理的に抑制されている場合であれば、そのこと自体で権利侵害の蓋然性や認識可能性が認められないことも想定されるため、「この点を踏まえつつ……以下のように考えられる。」の後に以下の一文を追加するとともに、前後の記載を調整しました。 「例えば、AI開発者・提供者が利用規約において生成画像の商用利用を禁止したり、第三者の権利を侵害する態様で生成画像を使用しないよう注意喚起したりすることにより、AI利用者が当該AIを適切に利用し、当該AIを通じたパブリシティ権侵害行為が発生していない場合には、権利侵害の重大性及び蓋然性並びに侵害発生認識可能性のいずれも認められず、責任が否定される可能性が高い。これに対し、AI開発者の説明上の措置によっても適切な利用が行われていないと認められる状況下では、以下の観点から責任が評価されると考えられる。」
	3.4.5(2) AI利用 者であるIの責任	「事例bのような潜在的バイアスとの関係では、AI事業者ガイドラインにおいて、AI利用者が出力結果を合理的な範囲でAI提供者等とフィードバックしつつ、AI提供者において定期的又は必要に応じて随時バイアスの動向をモニタリングするなど、潜在的なバイアスを検知するための協調的な措置が求められている(中略)。」b)Hと連携しつつこのような措置を行い、それでもなお当該リスクが合理的に予見困難なものと評価された場合には過失は認められないと考えられる。」(本書46頁)との記述は、AI事業者ガイドラインが求める「協調的な措置」を行わなければAI提供者は過失責任を負われるようにも読める。しかし、AIの開発・提供・利用に携わる事業者の自主的な取組みを促すというAI事業者ガイドラインの性質を踏まえれば、当該ガイドラインの未遵守が直ちに過失責任(ハードロー)に直結するかのよう読める記載は、AI事業者ガイドラインの趣旨を著しく逸脱するものである。 上記理由から、AI事業者ガイドラインが求める「協調的な措置」が講じられていなかったことのみをもって、直ちにAI利用者の過失責任が肯定されるものではない旨を追記していただきたい。	ご指摘を踏まえ、「事例bのような潜在的なバイアスとの関係では、」との記載を「他方、事例bのようなバイアスが事実的に現れ、第三者に対する権利侵害と評価される程度に至った場合、AIの出力をそのまま用いることを防止するための合理的に可能な措置を講じていなければ、そのことについて過失が認められる可能性がある。このような措置の一つとして」と修正しました。
	4.1.2 AI提供者・ 利用者であるK の責任	脚注80の「前掲注77」は、「前掲注76」ではないか。	ご指摘を踏まえ、脚注の番号の引用を見直しました。なお、脚注の追加により、ご指摘の番号とずれが生じています。
	4.3 (1) ① 依拠 ／代替型AIに該 当する場合	一般不法行為責任(民法709条)において、過失の有無を判断する基準時は、原則として当該不法行為の行為時とされている。他方、エージェント等の高度なシステムは、継続学習や外部ツールとの連携等により、その性能が導入後も変化する特性を有する。したがって、AI利用者が導入当時の精度や安全性を前提として適切に評価できる業務プロセスを構築していたとしても、その後のAIの性能変化により、事後的に行行為時において不適切な業務プロセスであった(過失あり)と評価されてしまう懸念がある。また、AI利用者の立場でAIの内部的な精度変化を常に監視・把握し続けることにも実務的・技術的な限界がある。 上記理由から、業務プロセスを適切に構築していたか否かという注意義務の判断(過失判断)に関して、AI利用者がAIの精度や安全性を常に把握し続けることには実務上・技術上の限界があること十分考慮し、業務プロセスの適切な判断において一定の幅(柔軟性)を持たせることが考えられる旨を明記していただきたい。	業務プロセスの構築にあたって画一的な対応が求められるものでないことは、本書17頁の下記載部分からも明らかと考えられますので、ご提案の追記は差し控えます。 「上記①及び②に關し、具体的にどのような措置を講ずべきかについては個々のAIシステムによって異なること。AI事業者ガイドラインにおいては、AIの利活用に伴うリスクをコントロールするためのガバナンスを求めている。その内容を参考にして合理的に可能な措置を講ずることが考えられ、その具体例は後記4.1.2において述べる。なお、前記2.1.3のとおり、AI事業者ガイドラインは各事業者における自主的な取組みを促すという性質上、そこに記載された事項を全て遵守することが求められるものではなく、各場面に即して求められる措置が網羅的に記述されているものでもないから、AI事業者ガイドラインへの適合や不適合が直ちに過失の有無に結びつくわけではないことに留意が必要である。」
	4.2.4 (1) 製造物 責任の適用可 能性 2.1.2 製造物責 任	クラウドサービス利用時における製造物責任の主体の明確化及び予見可能性の観点から、クラウドサービスを使用することが前提とされた機器的場合、当該クラウドサービス部分における製造物責任の適用が否定される。またその場合の製造物責任の主体は「製造業者(メーカー)」となるという理解でよいか明示していただきたい。 また、外部ネットワーク上のソフトウェアの過誤が製造物(動産)の欠陥として製造物責任の適用対象となるかという個別法令の解釈について、本手引き案での言及にとどまらず、製造物責任法を所管する消費者庁のガイドライン等(「製造物責任(PRC)法の逐条解説」等)においても明記していただきたい。	想定事例6の事実関係を前提とする場合には左記記載部分のように解釈されたと考えられますが、ソフトウェアにより稼働するロボットや機械についての製造物責任の適用関係は個別具体的な事実関係を踏まえた検討を要すると考えられ、現時点で一般的な解釈を示すことは困難です。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	2.2 補助/支援型AI及び依拠/代替型AI(①②)5.1.2 過失の事実上推定(③)	①補助/支援型AIのAI開発者・提供者に求められる「利用者が製品を適切に用いるための重要な事項」についての「説明義務」について、どのタイミングでどのような説明を行うか等が不明瞭であるため、具体化・明確化していただきたい。具体的な事例に基づき例示があるとより一層行動につなげやすい。 ②依拠/代替型AIにおけるAI開発者・提供者の責任とされている設計上の措置や説明上の措置についても、どのタイミングでどのような対応を取るべきかについて具体化・明確化していただけるより一層行動につなげやすくなる。 ③AIに関する事例においても過失の事実上推定が妥当する可能性があるという理解をしたが、どのようなケースでAI利用者の過失が関与する可能性があるかについて、過去の事例を基に体系的に整理・考え方を示していただけるとより意義あるものとなり、なお一層行動につなげやすくなる。	ご意見ありがとうございます。①については想定事例1～4において、②については想定事例5～7において、どのような措置を講じることで責任が生ずる可能性を低減し得るかをユースケースを踏まえつつ記載しております。③については、従来の裁判例の考慮要素を整理しつつ、あくまで例外的場合に適用される法理であることを示しております。これらの記載から、事業者において限定的な対応が求められる趣旨でよいことはご理解いただけるものと思われます。もともと、更なる具体化・明確化の要請については、今後の改訂にあたっての参考とさせていただきます。
14	2.2.2 依拠/代替型AI	依拠/代替型AIとして扱うための要件として「(a)必要性」を要求することは、根拠や基準が不明確なうえに、高度に自律的な依拠/代替型AIの利活用を抑制するおそれがあるので、再考が必要と思われる。 依拠/代替型AIを用いる「必要性」があるかどうかは単に性能やコストの観点から事業者が決めればよい話であって、民事責任の判断枠組としては、当該AIシステムが依拠/代替型として扱うに足る「(b)精度及び安全性」を備えているかという点から判断すべきではないか。	本書15～16頁に明記しているとおり、権利侵害が実際に生じた場面における事後的な責任評価において、人の関与や判断を介在させることによっても十分に対応が可能な範囲の分量・性質のタスクをAIが自律的に処理していた場合、人の判断を介在させることによって結果回避を防止すべきでなかったかが問われ得ることになると考えられます。必要性要件はこのような場面を想定したものとします。 想定事例6では、必要性が典型的に認められる要素として深夜帯の操業や大量の運搬作業等を例示していますが、人間と同じ移動時間や作業量のロボットについても、個別の事例に即した検討が必要となるもの。既存の人員が可能な処理量をロボットの台数分だけ拡充することと繋がると考えられますので、人だけでは実現困難な効用が見込まれると考えられます。
15	2.2.1(3) 補助/支援型AIを販売又は提供するAI開発者・提供者の責任について	2.2.1補助/支援型AI(3)補助/支援型AIを販売又は提供するAI開発者・提供者の責任の末尾の下記文章の追加を要望する。 「なお、AI開発者またはAI提供者に求められる説明および設計上の措置の範囲・内容は、当該開発者または提供者のAIバリューチェーンにおける役割に応じて異なる。」 AI開発者およびAI提供者に対し、AIの機能や性能の限界、使用方法、重要なリスク等についてAI利用者に明確な説明を行うことを求めること自体には賛同しますが、説明の範囲はAIバリューチェーンにおける開示主体の役割に応じて調整されることを、明確化することが望ましい。 また、想定事例4においても、画像生成AIにおける権利侵害防止措置の例として、特定の技術的措置(例:データセットの規模、Re-captioning、潜在空間での学習、フィルタリング)が挙げられているが、同様にこれら措置がAIバリューチェーンにおける当事者の役割に応じて調整されることを明確化することが望ましい。	ご意見を踏まえ、以下の記載を追加しました。 ・2.2.1(3)末尾:「なお、AI開発者やAI提供者に求められる設計上の注意義務及び説明上の注意義務の内容は、バリューチェーンにおけるそれぞれの役割分担に応じて異なり得る。」 ・3.3.4(2)注記:「想定事例4とは異なりAI開発者とAI提供者が同一でない場合、バリューチェーンにおけるそれぞれの役割分担に応じ、求められる措置の内容が異なり得ることについて、前記2.2.1(3)参照。」
	2.2.2(3) 依拠/代替型AIを販売又は提供するAI開発者・AI提供者の責任	2.2.2依拠/代替型AI(3)依拠/代替型AIを販売又は提供するAI開発者・AI提供者の責任の末尾へ下記文章の追加を要望する。 「なお、AI開発者またはAI提供者に求められる説明および設計上の措置の範囲・内容は、当該開発者または提供者のAIバリューチェーンにおける役割に応じて異なる。」 AI開発者・AI提供者に対し、AI利用者に「どのような範囲で人が関与することが望ましいか」を説明することを求めているが、第三者によるモデルの利用態様を管理・把握できず、自らのモデルがどのような文脈で利用されるかを事前に予測することが困難なAI開発者・AI提供者にとっては現実的ではないため、削除されたい。どのような範囲で人が関与することが望ましいかについての判断は、自らの利用場面に即したリスクを評価するうえで最も適切な立場にあるAIシステムの利用者に委ねられることが適切であると考ええる。	2.2.2(3)について、ご意見を踏まえ、「なお、前記2.2.1(3)と同様に、AI開発者やAI提供者に求められる設計上の注意義務及び説明上の注意義務の内容は、バリューチェーンにおけるそれぞれの役割分担に応じて異なり得る。」と追加しました。 なお、AI開発者・提供者の説明内容に関しては、「リスクコントロールの上で重要な情報を必要に応じて分析し、AI利用者に対し説明すること等が求められる」との記載のとおり、全てのAIシステムについて人が関与することが望ましい範囲を説明することが求められるのではなく、「等」との文言からも例示の趣旨であることが明確になっていると考えます。更に、上記の追加により、AI開発者が予見困難なAIモデルの用途に関してまで説明を求められるものではないことも明確化されていると考えます。その上で、AIの技術的限界等に関して必ずしも精造していないAI利用者が、依拠/代替型AIのリスク構造を的確に分析し、人が関与すべき範囲を自ら特定することは困難な場合も想定されるため、例示としては重要な要素と考えておりますので、当該記載のままとしました。
16	2.2.2 依拠/代替型AI4.3 想定事例7: 補論-AIEージェント第5章 立証と手続に関する論点	依拠/代替型AIに関し、AI利用者に「業務プロセスの構築及び運用に関する注意義務」として過度な責任負担を課す現在の解釈枠組みの見直しを求め。一般事業者がブラックボックス化されたAIの挙動を完全に制御・監視することは実務上不可能である。AI開発者・提供者の「設計上の注意義務」及び「説明上の注意義務」をより厳格化し、一定の条件下で利用者の免責を認める明確な基準の策定、並びに開発者側への立証責任の転換ルールを整備すべきである。 ・詳細な理由及び背景 (1)依拠/代替型AIの利用者に対し、業務プロセスの適正な構築とリスクを低減する運用を求めることは、広範な実務をエージェント等完全に委ねる未来を見据えた場合、非現実的である。AIは、ブラックボックス性を有しており、中小企業等の事業者が、「合理的な措置」を講じることは不可能である。 (2)依拠/代替型AIにおいて、最終的な出力はシステム設計に依存しているが、AI利用者の責任が前面に押し出され、開発者・提供者の責任が相対的に軽微化している点に懸念がある。AIを上市して経済的利益を得ている以上、そこから生じた損害はAI開発者・提供者側の責任として構成されるべきである。 (3)第5章 立証上の論点において、実際にAIを導入したAI利用者が、AI開発者・提供者に対して責任追及する際の立証上の課題に関する議論が不足している。 (4)社会実装が進むクラウド経由の高度自律型AIサービスがもたらす物理的・経済的被害を、従来の不法行為法(過失責任)の枠組みだけで救済することには限界がある。	(1)及び(2)について、業務プロセスの構築及び運用に関する注意義務は、依拠/代替型AIを利用する際のAI利用者の責任判断の視点であり、その内容は個別具体的な状況に応じて様々と考えられ、本書では想定事例6～7においてその一例を示しております。現状の技術動向として、AI利用者における一定の技術構築や運用上の注意を前提としたAIシステムの導入・普及が像となり、ご指摘のような「広範な実務をAIエージェント等に完全に委ねる」ことを前提としたAIシステムの上市は見受けられませんが、AI利用者がこうした観点での注意義務を負うことが必要であると整理しました。(なお、本書には、AI利用者に対してご指摘のような「高度にブラックボックス化されたAIの挙動を完全に制御・監視する」注意義務を求めるといった趣旨は含まれていません。)
	3.3 想定事例3: 画像生成 AI	(3)及び(4)について、今後の改訂・更新にあたり参考とさせていただきます。	
17	第3章 補助/支援型AIに該当するケース	補助/支援型AIについて、AI利用者の責任に委ねることに疑問がある。AI開発者及びAI利用者に対する規制と罰則が必要である。人命には関わらないが、著作権や肖像権を損なっているため、軽視してよい理由にはならない。	本書は、12頁以下に明記しているように、AI利用者の責任のみに委ねる考え方は採用しておらず、AI開発者・提供者に責任が生じ得る場合やその限の重要な考慮要素も示しております。
18	3.3 想定事例3: 画像生成 AI	画像生成AIを現行法で対処することは困難だと考える。 「AIモデル学習の過程でAIモデルにおけるそれらのデータはパラメータ化されているため、人物の写真そのものが直接的に生成に利用されるわけではない」という記述があるが、小説や画像について、元データがそのまま又は類似で生成される事例がある。 また、現在画像生成AIによって、いじめや音楽、小説、ゲーム等の分野での被害が発生している。特に、日本の著作権者がアメリカのAI企業に搾取されている状況にあり、日本文化の価値の損失に繋がる可能性が極めて高いです。これらの日本の財産を守るために、生成AIの出力物であることを表示する義務を課す、利用規約で画像やテキストを生成AIに学習させることを許容するSNSの使用を禁止する、AIの使用を無料化にする等を内容とする生成AIを規制する法律をつくる必要がある。	想定事例3はパブリシティ権に関するものであり、著作権に関するものではありません。その上で、本書は法改正に関する議論を目的としたものではありませんので、ご意見として承ります。
19	3.3 想定事例3: 画像生成 AI	想定事例3の事例設定について、利用許可を取得していない画像がデータセットに含まれる可能性がある。データが大量で確認が困難であるという理由で、類似肖像が出力される可能性があるものを使用するべきではない。データセットの透明性を確保できないものは、著作権者の意向や著作権者著しく毀損する危険があるため流通させるべきではない。開発者・利用者が既存の肖像や知的財産に類似した生成物を逐一把握することは不可能といっており、ウェブクロールنگなどによる無許諾のデータセットの構築は全て違法化すべきである。この点を徹底しない場合、訴訟リスクを踏まえると実用性・価値性に足りないAIモデルは世に出るべきではない。	想定事例3はパブリシティ権に関するものであり、著作権に関するものではありません。その上で、本書32頁等に記載のとおり、画像生成AIは私的利用など適法な目的にも広く用い得るものである以上、特定の人物の肖像に類似する画像が生成される潜在的な可能性があること自体がAI開発者・提供者の責任を生じさせることにはならず、AI利用者による権利侵害の重大性及び蓋然性や認識可能性等に照らして判断すべきと考えられます。
20	3.3 想定事例3: 画像生成 AI	「AIモデル学習の過程でAIモデルにおけるそれらのデータはパラメータ化されているため、人物の写真そのものが直接的に生成に利用されるわけではない」とあるが、元データを利用している事実は変わらない。変換しているから著作権を無視して利用していいという解釈は、問題があると考ええる。	想定事例3(本書25頁以下)に関するご指摘と理解しました。本書では、AIモデルの学習過程で元画像の特徴量がパラメータ化されるという特性をもってAI開発者・提供者の責任を一概に否定する解釈論は採用しておらず、AI開発者・提供者にも責任が生ずる場面があり得ることやその際に重要となる要素を示しております。当該想定事例はパブリシティ権に関するものであり著作権とは異なる概念として整理しました。
21	3.3.1 パブリシティ権侵害と画像生成AI	「AIによる画像生成では、学習用データセットに無数の画像が含まれているが、AIモデル学習の過程でAIモデルにおけるそれらのデータはパラメータ化されているため、人物の写真そのものが直接的に生成に利用されるわけではない」(本書27～28頁)とあるが説明が不足している。データセットは出力の際のパラメータの調整に使っているという表現があったと記憶しているが、そうであるならばデータセットの画像を直接的に利用していると考えるのが自然ではないか。	パラメータ化は、特定の画像をそのまま保存して利用する手法ではなく、学習データの集合から画像の統計的構造を抽出してバリエーションに圧縮する手法であるため、ご指摘の記述には修正の必要はないと考えられます。
22	3.3 想定事例3: 画像生成 AI	AI関連ビジネスの拡大を追求し、生成AIによる権利侵害に対する対応が後回しになってはならない。生成AIにおいては、適切な法規制がなく、ガードレール等も整備されていない中で、ディープフェイク、詐欺、誤情報の拡散等の人権侵害が多発している。 本書では、AIの学習において著作権者の特徴量がパラメータ化されるという特徴をもってAI開発者・提供者の責任を否定する法解釈が記載されているが妥当でない。また、欧米における生成AIと著作権に関する裁判例や業界団体の声明が反映されていない。	想定事例3(本書25頁以下)に関するご指摘と理解しました。当該想定事例はパブリシティ権に関するものであり著作権とは概念上異なるものです。 その上で、本書では、AIモデルの学習過程で元画像の特徴量がパラメータ化されるという特性をもってAI開発者・提供者の責任を一概に否定する法解釈論は採用しておらず、31頁以下に記載のように、AI開発者・提供者にも責任が生ずる場面があり得ることやその際に重要な要素を示しております。
	3.3 想定事例3: 画像生成 AI	東京高裁等において、楽譜出版会社が製作したバンドスコアを模倣して販売した行為について、著作権侵害には当たらない行為でも、制作者の努力に「フリーライド」した上で、競合する事業により制作者の市場と競合し売上を減少させる等の場合は不法行為であると認定した判決がある。本書の法解釈においても「フリーライド」による不法行為が認定された上判決法等を考慮に入れるべきである。	ご指摘は東京高判令令和6年6月19日判決1534号105頁や大阪高判令和7年1月30日(判例集未登載)に関するものと理解しております。これらの裁判例においては、著作権の直接の対象とならない法律上の利益に関して不法行為の保護が及ぶか否かが論点となったものであり、もとより不法行為法の枠組みの下で判断基準が確立しているパブリシティ権に直接援用し得る裁判例ではないと考えられます。パブリシティ権に関しては、権利者の人格的・経済的利益や行為者の表現の自由など種々の考慮要素を踏まえ、最高裁判決において、肖像等を無断で使用する行為が専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に権利侵害を構成するとの判断枠組みが確立しており、本書は当該基準を前提として検討を行っております。
全体		生成AIによる人権侵害の被害者である権利者団体等から、「生成AI学習による著作権等の無断使用は違法行為となり得る」と同等を指摘した声明が発表されているが、これらが反映されていない。	本書では、従来の法理論や裁判例に照らし、肖像に関するパブリシティ権との関係で画像生成AIの利用者や開発者・提供者の責任をどのように評価すべきかを示しております。また、著作権に関するご指摘は本書と直接関連しないものと考えられます。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
23	3.3 想定事例3: 画像生成AI	AI学習に無断で利用される著作権・肖像権侵害について言及されていない。また、AIチャットが原因の自殺、AIによる医療過誤、自動運転事故等のAIに関連する直接の実例を示すべきではないか。	これまでの裁判例を踏まえて、本書では画像生成AIの利用に伴うパブリシティ権に関する論点を想定事例3(本書25頁以下)のように整理しました。 また、ご指摘の「直接の例」については、現時点において日本で裁判例として公開されているものはないと承知しております。
24	3.3 想定事例3: 画像生成AI	AIに同意のないデータを用いることと自身が、生成物が似ているか否かに拘わらず問題である。また、クローラーで大規模にデータを収集し、権利者への確認を経ないままデータセットとして用いることも問題があり、データの収集段階から適切に管理されるべきである。	ご指摘の内容はパブリシティ権に関する想定事例3に對するものと見受けられましたが、本書で検討の対象としているパブリシティ権については、本書27頁以下のとおり、最高裁判例において、肖像等を無断で使用する行為が専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に権利侵害を構成するとの判断枠組みが確立しております。本書は当該判例に基づき整理しました。なお、ご指摘のような考え方が、その後のご指摘は本書の内容と直接関連しませんが、ご意見として承ります。
25	3.3 想定事例3: 画像生成AI	画像生成AIは、顔の各パーツを引用・再加工するもので、「学習データがパラメータ化されている」というように、直接的な利用ではないと論すべきではない。画像生成AIが偶発的に特定の著名人と類似する画像を出力することは問題であり、不当な利用を想定した法整備を求める。	本書で検討の対象としているパブリシティ権については、本書27頁以下のとおり、最高裁判例において、肖像等を無断で使用する行為が専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に権利侵害を構成するとの判断枠組みが確立しております。本書は当該判例に基づき整理しました。なお、ご指摘のような考え方が、その後のご指摘は本書の内容と直接関連しませんが、ご意見として承ります。
26	3.3 想定事例3: 画像生成AI	「特徴量を利用するだけ」と説明したとしても、元データを無許諾で利用していることに変わりはない。ミュンヘン地裁では「著作物を再現可能な生成AIモデルは著作権法上の「複製」である」との判決が出ている。書籍の原本文字をほとんど復元してしまうものを「特徴量云々」では言い逃れられないことを認めていただきたい。	想定事例3(本書25頁以下)に関するご指摘と理解しました。当該想定事例はパブリシティ権に関するものであり著作権に関するものではありません。 その上で、本書では、AIモデルの学習過程で元画像の特徴量がパラメータ化されるという特性をもってAI開発者・提供者の責任を一概に否定する解釈論は採用しておらず、AI開発者・提供者にも責任が生ずる場面があり得ることやその際に重要となる要素を示しております。
27	3.3 想定事例3: 画像生成AI	想定事例3(画像生成AI)について、AI開発者・提供者が提供するサービスで、当たり前のように無許諾の学習データを使用していることと記述されているようであるが、これは人権侵害に当たると考える。	どのようなデータを対象とするご意見か理解することが困難であるため、回答は差し控えます。
28	3.3.4 事例bについて 3.3.5 事例cについて	意見1 想定事例3 事例bにおけるFの補助責任(民法719条2項)について、参考裁判例6の考え方を適用することに反対である。パブリシティ権は「肖像等そのものの商業的価値に基づくものであり、侵害が成立するのは「専ら肖像等の顧客吸引力の利用を目的とする場合」に限られる。参考裁判例6は著作権に関する事案であり、パブリシティ権侵害が生じる可能性とは質的に異なる。実際に、本手引き案でも、画像生成AIの利用によるパブリシティ権侵害の蓋然性は高くないとされている。 また、事業者が利用者の行動によって権利侵害が生じる可能性のあるツールを提供している場合でも、常に事業者が権利侵害防止の義務を課すべきではない。過度な監視や事前フィルタリングを法律上の注意義務として課す根拠は薄弱であり、これは表現の自由やテクノロジーのイノベーションを阻害するおそれがある。 さらに、3.3.4では「AI利用者において権利者の肖像と照合することが困難である」とし、特定のプロンプトに対してAIが著名人に似た画像を生成する傾向がある場合には権利侵害の蓋然性が高いとされている。しかし、仮にそのような傾向があったとしても、利用者が著名人のパブリシティ権を侵害する蓋然性が高いとは言えず、この記述は過度な制約につながるため削除すべきである。 意見2 著作権法の裁判例(最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁)における侵害主体論の法理は、著作権という権利の性質を踏まえて展開されてきたものであって、パブリシティ権を含むその他の財産権に安易に適用を拡大すべき根拠は不十分であり、事例におけるFの行為をパブリシティ権侵害であるとする評価のために、著作権法の侵害主体論を適用したり、それに言及したりする必要もないから、脚注64の全体ないし「もっとも」意向を削除すべきである。	意見1に関し、33頁において「全ての事案において上記措置の全てが必要となるものではないこと」と「構築するAIモデルの特性に応じ、必要かつ合理的な範囲の措置を講ずれば足り」とを明記しているように、「事前フィルタリング」等の特定の設計上の措置を常に求めるものではありません。また、AIモデルの出力傾向から直ちに責任が生ずるという立場も採用してはおりません。権利侵害に関する蓋然性や認識可能性を踏まえて責任の有無を評価すべきことを示しています。 その上で、設計上の措置が論点となり得る場面の整理に関し、「この点を踏まえて…」以下のように考えられる。」の後に以下の一文を追加するとともに、前後の記載を調整しました。 「例えば、AI開発者・提供者が利用規約において生成画像の商用利用を禁止したり、第三者の権利を侵害する態様で生成画像を使用しようとする注意喚起したりすることにより、AI利用者が当該AIを適切に利用し、当該AIを通じてパブリシティ権侵害行為が発生していない場合には、権利侵害の重大性及び蓋然性並びに侵害発生認識可能性のいずれも認められず、責任が否定される可能性が高い。これに対し、AI開発者の説明上の措置によっても適切な利用が行われていないと認められる状況下では、以下の観点から責任が評価されると考えられる。」 意見2を踏まえ、脚注64「もっとも、」以下を削除しました。
5.1.2 過失の事実上の推定	意見3 「過失の事実上の推定」に関する記述を削除すべきである。 5.1.2では、過失の推定が例外的に適用されるべき法理とされているが、挙げられている裁判例はAI開発者・提供者の過失を推定するための共通性や類似性を欠いている。医療事故や複数の過失行為に関する事例が引用されているが、これらは本手引き案の想定事例とは異なる。また、「生命身体等の重大な法益侵害」を根拠に過失を推定する考え方は、過失推定と損害賠償を混同するものであり、結果責任を課することにつながるおそれがある。 そもそも、自律稼働して業務を効率化するためのAIエージェントに対して「人が監視・介入しなければならない」というルールを定めることは、技術の価値を否定し、イノベーションを阻害する懸念があるため、AI開発者・提供者が適切な開発・検証プロセスを履践している場合には、過失は否定されるべきである。	意見3に関し、既に明記しているように、当該記述は既存の裁判例と本書の想定事例(ないしAI一般)との関係で共通性・類似性を見出すものではなく、従来の裁判例において過失の事実上の推定にあまり重視されてきたべき要素を整理し、例外的な場面では過失の推定が検討され得ることについての一般的な整理を示すもので、ご指摘のような事実上の無過失責任ルールを定めるものではありません。趣旨を明確化するため、「生命身体等の重大な法益侵害…高度の不確実性等」の後に「を総合的に考慮し、原告が主張立証責任を負う原則を修正することが許容される程の例外的事情」との文言を追加しました。	
第4章 依拠／代替型AIに該当し得るケース 第5章 立証や手続に関する論点	非決定論的AIの特性に鑑みれば、AI出力の法的評価を内部がバランスに依存するのみでは、民事責任の帰属・立証構造に構造的な不安定さが残存する。過失判断を実効的に機能させるための解釈の明確化として、AI出力の法的適合性を担保するための「外部的・決定論的な出力裁定構造(External Deterministic Adjudication Layer)」を、過失判断及び立証評価の枠組みにおける中核的考慮要素として明示すべきである。 以上の観点から、第一に、第4章 依拠／代替型AIに関して、人の最終判断が介在しない局面における合理的注意義務の具体的な内容として、「法令・業界基準等を体系化した「ルールブック」を外部システムに実装し、AI出力の最終提供前に当該ルールブックに基づく適合性裁定を行う構造」を設けることを、過失判断の中心的考慮要素として明示すべきである。第二に、第5章 立証上の論点に関して、証拠評価構造を安定化させるための枠組みとして、出力前裁定ログ・適用ルールのバージョン情報、時系列イベント記録等を備えた外部裁定構造が、「過失不存在の抗弁を基礎づける主要証拠」として機能し得ることを明示的に整理すべき。	ご意見ありがとうございます。ご指摘は本書11頁等で取り上げる依拠／代替型AIに関連する内容と理解しております。ご指摘の「外部的・決定論的な出力裁定構造(External Deterministic Adjudication Layer)」をAIが備えていることは、ご記載のように外部検証可能性に資すると考えられるものの、全てのAIシステムに要求することは困難であるように思われます。このような課題も踏まえ、本書では、依拠／代替型AI該当性の判断において、従来の通常人による作業水準や安全性を比較対象とするアプローチを提示するものです。このような基準を採用することにより、AI内部の推論構造が必ずしも明らかにならない場合であっても、AIの出力が社会的に受容可能なものであったか否かを不法行為法の目的に照らして外部的に評価することが可能になると考えられます。 なお、現状ではご指摘のような確立した「ルールブック」が存在するユースケースはほぼ存在しないと考えられ、統一的なルールブックが存在しないことを前提に責任判断の枠組みを検討する必要があり、本書はこのような場面を念頭に責任判断の枠組みを整理しております。	
4.3 想定事例7: 補論-AIエージェント	<意見1> (1) 第4章4.3(1)について、「AI事業者ガイドラインの内容も踏まえつつ、合理的に可能な措置を講じていれば、AIが結果として論じた出力を行ったとしても、基本的な過失は認められないと考えられる。」と結論付けているが、「過失と認められる可能性はある程度低くなる」といった抑制的な表現とすべきである。 (2) 第4章4.3(1)では、チェックすべき論点提示を「例えば」として2つ例示しているが、加えて「顧客に対する説明に関する注意義務、データの出所・性質(内外部データ、個人情報、更新・追跡可能性)、推論ロジックの説明可能性、サービス内容の最終決定へのAIとの関係度、これらを踏まえた顧客の利用可否選択などを事前説明していたか否か」が論点になると考えられる。」を論点として提示、追記すべきである。	ご意見(1)に関し、ご指摘を踏まえ、文末を「過失が認められる可能性を低減することができる」と改めると考えられる」との表現に修正しました。 ご意見(2)に関し、当該箇所はあくまでAI利用者の評価の観点に関する例示ですので、ご指摘のような詳細な具体例を記述することは差し控させていただきます。AI利用者から顧客に対する説明内容や透明性が責任の差異に影響する可能性はあり得るものの、どこまで説明が求められるべきか、そうした説明を行っていない場合に権利侵害、過失、因果関係等が認められるかは、日本の法体系を前提とした慎重な検討が必要と考えられます。	
その他	<意見2> 立論は本書の対象外であるが、民法の不法行為法の解釈や契約解釈だけでは、国民に便益があるAI利用者の利用促進や消費者保護の観点からは、関係当事者の予測可能性の確保には十分とは言えず、製造物責任法の法解釈やさらには消費者保護のための新規立法も検討を要することを明記することが適当と考える。	本書は法改正に関する議論を目的としたものではありませんので、ご指摘のような記述を盛り込むことは差し控させていただきますが、ご意見として承ります。	
31	2.2(3) 依拠／代替型AIを利用するAI利用者の責任 第4章 依拠／代替型AIに該当し得るケース	本書 第2章2.2(3)及び第4章に、以下の方向性を明確化することを提案する。 ・依拠／代替型AIの開発者・提供者に求められる設計上の注意義務の内容として、判断プロセスのログ記録・推論根拠の提示・検証境界の明示等、判断過程の可視化及び事後検証可能性の確保を原則的な要件として明示すること ・同じく説明上の注意義務の内容として、可視化の範囲・事後検証に必要なデータの提供方法・判断精度の境界等の情報提供を含めること ・AIの判断過程が実質的に検証不能な場合、事故発生時における責任判断においてAI開発者・提供者側の設計上または説明上の過失が強く考慮され得る旨を解釈上の留意点として記述すること	ご指摘のログの記録・保存、推論根拠の提示機能その他の透明性確保のための措置は、一般論としては実施されることが望ましいものの、依拠／代替型AIに該当する全てのシステムに対して網羅的に要求することは困難であり、これらの措置が欠けることをもって直ちに一般不法行為における過失や製造物責任における欠陥と評価すべきではないと考えられます。 責任評価の考え方からすれば、一部の透明性に関する措置が講じられていなかったことをもってAI開発者・提供者に責任が生ずるか否かは、それが結果発生との関係で重要な影響を有するものであったか否かを個別に評価することが適切であると考えられます。 以上の観点から、ご指摘の措置については、AIの開発や提供に対する過度な制約を生じないよう、一律の要請として記述することは差し控させていただきます。
5.1.1 文書提出命令	本書の第5章5.1.1、以下の方向性を解釈指針として明確化することを提案する。 ・AI関連文書の文書提出義務の免除については、営業秘密保護と被害救済・社会的安全性の確保を比較衡量した上で判断すること ・民事責任の立証に必要な範囲においては、AI関連文書の開示を原則とする方向性を示すこと ・文書提出が行われない場合の真実推定等の適用可能性を明確化すること ・AIに関する事故・紛争情報の社会的活用に向けた制度的枠組みの必要性について一定の方向性を示すこと	本書はAIの利活用に伴う実体法上の解釈の指針を示すことを主たる目的としたものであり、その他の手続上又は立法上の論点については現時点で記述を盛り込むことが困難であるため、ご意見として承ります。	
32	その他	「故意ではないため罰則とならない」という曖昧さが多い。生成AIの提供は海外事業者が主であり、場当たり的な対応では悪用が増えししまう。 利活用を加速させることでクリエイターがやせ細っていくため、事業者や利用者による一定の制限を課し、しかるべき枠内での利用行為とする必要も検討されたい。 SNSの画像編集機能などに対してもし一定の規制を設けるべき。漫画・アニメ風等でコンテンツが悪用されているため、厳格な対処を求める。	本書はAIの利活用に伴う民事責任についての基本的な考え方を示したものであり、ご指摘の罰則や規制は本書の内容と関連しないため、ご意見として承ります。
33	その他	労働力不足を前提とした外国人労働者受け入れが進められているが、技術革新を前提とした成長シナリオを実現するため、労働供給政策が省人化投資を阻害していないか、政策全体の再整理が必要ではないか。	本書の内容に直接関連しないと考えられますが、ご意見として承ります。
34	その他	利用許諾を得たデータで学習させた生成AIを日本国内で作るべきである。そうすれば、著作権や肖像権、環境破壊等の問題を軽減できる。	本書はAIの利活用に伴う民事責任についての基本的な考え方を示したものであり、ご指摘のAIモデルの作成は本書の内容と直接関連しませんが、ご意見として承ります。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
35	その他	本書の社会実装を加速させるため、産学官連携による技術的なガバナンス・フレームワークの共同設計及び実証実験の実施を提案する。	本書はAIの利活用に伴う民事責任についての基本的な考え方を示したものであり、ご指摘の技術的なガバナンス・フレームワークとは観点が異なりますが、ご意見として承ります。
36	その他	AI学習に使われた著作物は、必ず出力することが可能である。特定の入力ワードの禁止によって問題がなくなるわけではなく、学習において著作物を許可なく使用することが違法であることを示すことが重要である。	本書はAIの利活用に伴う民事責任についての基本的な考え方を示したものであり、著作権に関するご指摘は本書の内容と直接関連しませんが、ご意見として承ります。
37	その他	AI関連の民事訴訟について、既存の法律のは似ないで対処するのは、もはや現実的ではないと考える。ソフトウェアは、情報社会の基盤としてなくてはならない技術であるため、開発者・提供者にも相応に思い責任を課すべきであり、AI等のソフトウェアにもPL法を適用する、あるいは新規にAIに特化したPL法を制定していただきたい。また、画像生成AIについて、生成結果がトレーニングデータに類似したものを再現した事例があり、パラメータ化されているからといって生成に直接利用されるわけではないと説明することには無理がある。生成AIはすべて事前許諾のあるデータで開発することを希望し、そのような開発のための法規制が必要であると考える。	本書は法改正に関する議論を目的としたものではありませんので、ご意見として承ります。
38	その他	無許可のデータを用いた生成AIに対して罰則付きの立法を行うべきである。	本書はAIの利活用に伴う民事責任についての基本的な考え方を示したものであり、ご指摘の立法は本書の内容と関連しないため、ご意見として承ります。
39	その他	生成AIは、無断で内蔵したデータを用いており、出力の正確性が低い。企業が集めたデータの中には、個人情報が含まれ、著作権や肖像権を侵害するおそれもある。AIの利活用に当たっては、正確性と信ぴょう性が高く、個人情報と守秘義務が守られたデータを扱うべきである。	本書では個別のAIのユースケースごとに民事責任の解釈適用の方向性を論じております。
40	その他	データセットと機械学習モデル(AIモデル)の開示に加えて、機械学習のプロセス全体や各工程の内容が、誰にでもはつきりと分かる透明化、AIのブラックボックス問題を解決してAIの出力過程の見える化を実現すること先決である。	本書のどの部分に関するご指摘か把握することが困難であるため、回答は差し控させていただきます。